

現場における安全衛生管理体制について

【ワーキンググループの議論のまとめ】

- 現場全体の隔離・漏洩防止を確実に機能させるため、主任技術者等の工事計画作成・工程管理等の技術上の管理等を行う者に、石綿ばく露防止対策に係る知識等を付与した上で、現場における石綿ばく露防止対策の全体管理を行わせるよう推奨する。
- 隔離を行う石綿作業現場では様々な措置を講じる必要があるが、作業計画（施工計画）の作成に参画する者は、次のような知識・経験を持つ者が担うことが望ましいことから、施工管理等一般に関する知識等がある者が当該知識等を付与する講習を受講するよう指導する。
 - ・労働衛生に関する知識
 - ・石綿含有建材の除去方法や使用箇所に関する知識
 - ・建築物（建築空間など）に関する知識
 - ・集じん・排気装置に関する知識
- 石綿作業主任者への能力向上のための研修等により、集じん機・排気装置の点検等の徹底を図る。

【論点】

- 石綿等の除去工事に関わる者として、除去工事の計画を作成する者（隔離空間の設計を含む）、建設業法に基づき工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者（資格要件として、一級建築士、一級建築施工管理技師などが必要）、除去工事を行う者（作業の指揮者及び作業員）などが考えられる。このうち、除去工事を行う者については、指揮者は石綿作業主任者の仕組みがあり、作業員には特別教育の実施が義務づけられており、必要な知識等の付与が行われているが、工事計画を作成する者及び工事現場全体を管理する者については、必要な知識を付与する仕組みがないことから、ワーキンググループの議論も踏まえ、以下の対応を行うこととしてはどうか。

ア 石綿に関する工事計画を作成する者

隔離空間の設計を含め工事計画を作成する者は、以下の知識を有する者とすることを指針等で位置付けるとともに、当該知識に関する講習の受講を促進すること、また、国は、当該講習の受講に関して必要な支援を行うこと。

- ・労働衛生に関する知識
- ・石綿の有害性及び石綿建材を除去する際の飛散性に関する知識
- ・石綿含有建材の除去方法や使用箇所に関する知識
- ・建築物（建築空間など）に関する知識
- ・隔離空間の設計、負圧の維持に関する知識
- ・集じん・排気装置に関する知識

イ 工事現場全体を施工管理する者

建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者などの工事現場全体を施工管理する者については、工事全体の施工方法や他の作業が石綿の除去作業場（隔離空間を含む）に影響を及ぼさないよう、以下の知識に関する講習の受講を推奨すること。講習の実施については、国は必要な支援を行うこと。

- ・石綿の有害性及び石綿建材を除去する際の飛散性に関する知識
- ・石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置に関する知識

・集じん・排気装置に関する知識

○ その他、安全衛生管理体制の強化のために必要な事項はあるか。